

自動販売機（清涼飲料水）設置に係る  
名古屋市有地及び建物の一時貸付  
【一般競争入札（郵送入札方式）】

# 入札案内書

（名古屋市総合リハビリテーションセンター）

申込受付期間：令和 7年12月 9日(火)～令和 7年12月25日(木)

入札受付期間：令和 8年 2月 3日(火)～令和 8年 2月18日(水)

開札日：令和 8年 2月20日(金) 午前10時00分

入札場所：名古屋市役所西庁舎12階 市長部局入札室

名古屋市

# 目 次

---

◇入札のあらまし	P 1
◇入札説明書	P 3
第1 貸付物件	P 3
第2 参加者の資格	P 4
第3 自動販売機の設置条件	P 6
第4 申込（入札参加資格確認申請）	P 7
第5 入札方法等	P 9
第6 入札保証金	P 10
第7 入札金額	P 10
第8 入札書	P 11
第9 入札の辞退	P 12
第10 開札	P 13
第11 契約の締結	P 14
第12 貸付料の納付	P 14
第13 契約保証金	P 14
第14 先着順貸付	P 15
第15 販売実績の報告	P 16
第16 問い合わせ先	P 16
◇市役所位置図・交通案内図	P 17
◇様式等	
・公有財産一時使用契約書（案）	P 18~22
・仕様書及び特記仕様書	P 23~28
・入札参加申込書（様式・記載例）	P 29~32
・法人役員に関する調書（様式・記載例）	P 33~34
・入札書（様式・記載例）	P 35~36
・委任状（様式・記載例）	P 37~38
・販売実績報告書（様式・記載例）	P 39~40
・入札辞退届（様式）	P 41

# 入札のあらまし

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付けとは、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格で入札された方に、名古屋市有地及び建物（以下「市有地等」という。）の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえでご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

なお、入札は参加資格の審査を行ったうえで、郵送による期間入札を行います。

入札のあらましは以下のとおりです。

入札案内書の配布 (この案内書)	<b>令和7年12月9日（火曜日）～令和7年12月25日（木曜日）</b> 市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。 ( <a href="https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1043321.html">https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1043321.html</a> )
---------------------	--

申込（入札参加資格確認申請）	<b>令和7年12月9日（火曜日）～令和7年12月25日（木曜日）</b> <b>郵送（書留又は簡易書留）による申込に限ります。（期限内必着）</b> 郵送先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害企画課福祉担当
----------------	---

参加資格の審査結果通知	<b>令和8年2月3日（火曜日）※発送予定</b> 申込受付後、参加資格について審査し、適格と認めた方（以下「入札参加者」という。）へ「入札参加書」等を郵送します。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 また、「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、開札の際に持参してください。
-------------	---

郵送入札	<b>入札参加書到達～令和8年2月18日（水曜日）</b> <b>郵送（書留又は簡易書留）による提出に限ります。（期限内必着）</b> 郵送先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害企画課福祉担当
------	---

（次ページへ）

開 札	<p><b>令和 8年 2月20日（金曜日） 午前10時00分開始</b> <b>場所：名古屋市役所西庁舎12階 市長部局入札室</b></p> <p>入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。</p>
-----	--

契 約 の 締 結	<p><b>契約締結期限：令和 8年 3月 6日（金曜日）午後 5時</b> <b>当初契約期間：令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日</b></p> <p>ただし、令和 9年 4月 1日から 1年を限度に、1年を単位として契約を更新することができます。 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。</p>
-----------	---

契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第31条（契約保証金の免除）の規定により、契約保証金を免除することができます。
-------------------	---

自動販売機の 設 置	原則として、設置工事等は貸付期間内に行ってください。貸付開始日から営業が開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復したうえで、市有地等をご返却ください。
---------------	--

# 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

## 第1 貸付物件

### 1 自動販売機を設置する施設及び設置場所

物件番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	台数	最低貸付価格	特記仕様概要
1	清涼飲料水	総合リハビリテーションセンター	福祉スポーツセンター棟 地下1階 ロビー	1.7m <sup>2</sup>	1台	900円	・標準販売価格より10円低い額以下 ・ユニバーサルデザイン

2 貸付面積には、回収ボックス等の設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

3 特記仕様がありますので、詳しくは、特記仕様書（入札案内書27～28ページ）をご参照ください。

4 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自身で現地確認を行ってください。

## 第2 参加者の資格

---

- 1 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項各号に規定する者
  - (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
  - (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
  - (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
  - (7) 公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（入札に参加する種類のもの）を設置した実績を有しない者

### 2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、自動販売機設置に伴う市有地等の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます（詳しくは「第 4 申込」を参照してください。）。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」  
(平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

## 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第 2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

## 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

## **第3 自動販売機の設置条件**

---

### **1 設置事業者の施設使用形態**

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付であり、借地借家法（平成 3年法律第90号）の適用はありません。

### **2 貸付期間**

- (1) 当初の契約期間は令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、令和 9年 4月 1日から 1年を限度に、1年を単位として更新できます（最長令和10年 3月31日まで）。
- (2) 更新は 1年ごととし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新時及び契約期間中における契約金額や契約条件の変更はできません。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

### **3 貸付料**

貸付料は、入札により決定した金額となります。

### **4 必要経費**

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、施設管理者が指定する期限までに全額納付してください。

### **5 設置機器の仕様**

仕様書（入札案内書23～26ページ）をご参照ください。

また、個別の仕様があり、特記仕様書（入札案内書27～28ページ）に記載していますので、内容をよくご確認ください。

### **6 利用上の制限**

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

### **7 維持管理**

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。  
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済みの容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等行うこと。

- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めた時は、求めに応じて移動すること。

## 8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は投じた有益費や必要費などがあつても一切名古屋市に請求することができません。

## 第4 申込（入札参加資格確認申請）

受付期間	<p>令和7年12月9日（火曜日）～令和7年12月25日（木曜日） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必着</span></p> <p>※ 書類の提出方法は、郵送（書留又は簡易書留）に限ります。</p>
郵送先	<p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害企画課福祉担当</p> <p>※ 封筒（表）に「<b>入札参加申込書在中</b>」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>(1) <b>入札参加申込書</b> 入札案内書29ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項（入札案内書30ページ）を入札参加申込書の裏面に印刷してください。 ※ 作成にあたっては「記載例」（入札案内書31ページ）を参照してください。</p> <p>(2) &lt;個人の場合&gt; <b>住民票の写し</b> 1通（コピーのことではありません。） &lt;法人の場合&gt; <b>現在事項全部証明書</b> 又は <b>履歴事項全部証明書</b> 1通 <b>法人役員に関する調書</b> 1通</p> <p>※ 住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）、住民票コード、続柄、及び本籍地の記載のないものをご用意ください。 ※ 住民票の写し、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書は、発行後3か月以内のもの（例：令和7年12月1日受付の場合、令和7年9月1日以降発行のもの）で、連名で申し込む場合は連名者全員のもの。 ※ 法人役員に関する調書の書式は、入札案内書33ページにあります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。作成にあたっては「記載例」（入札案内書34ページ）を参照してください。</p>

	<p>(3) &lt;個人法人いずれも&gt;  <b>入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績の分かるもの</b>（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）</p> <p>※ <u>(3)の提出がない場合、後述の入札保証金の納付が必要となります。</u>      ※ 連名で入札に参加される場合は、連名者全員が自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績が必要です。</p> <p>(4) <b>返信用封筒</b>      表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、「簡易書留料金を加えた料金の切手を貼った」長形3号（12cm×23.5cm）封筒</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は、郵送（書留又は簡易書留郵便）に限ります。</p> <p>(2) 期限までに到達しない申込、必要書類がそろっていない申込は無効となりますので、早めにご発送ください。</p> <p>(3) 役員の交代又は社名変更などを予定している法人の方は、事前にご相談ください。</p> <p>(4) 本市から内容の確認を行う場合があります。</p> <p>(5) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p>
参加資格の審査結果通知	<p>(1) 申込受付後、参加資格について審査し、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ、令和 8年 2月 3日（火曜日）に次の書類を発送する予定です。</p> <p>① <b>入札参加書</b>      ② <b>入札保証金納付書（入札保証金の納付が必要な方のみ）</b></p> <p>(2) 「入札参加書」は、入札会場へ入場する際に必要になりますので、必ず保管してください。</p>

## 第5 入札方法等

入札方法	<p>書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。</p> <p>※ 普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※ 郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。</p>
入札期間	<p>入札参加書到達～令和8年2月18日（水曜日）<b>必着</b></p> <p>※ 上記期間前又は上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※ 入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。</p>
郵送先	<p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害企画課福祉担当</p> <p>※ 封筒（表）に入札件名、開札日及び「<b>入札書在中</b>」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>(1) <b>入札書</b></p> <p>※ 入札案内書35ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。作成にあたっては「第8 入札書」及び「記載例」（入札案内書36ページ）を参照してください。 ※ 入札書に必要事項を記入し、中封筒に入れ封印してください。 ※ 中封筒には、入札者名、所在地、連絡先電話番号、担当者名、入札件名、物件番号及び開札日を記入してください。</p> <p>(2) <b>委任状（入札書記載の入札者が、入札参加申込書記載の入札申込者と異なる場合のみ）</b></p> <p>※ 入札案内書37ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。作成にあたっては「記載例」（入札案内書38ページ）を参照してください。</p> <p>(3) <b>入札保証金保管証書のコピー（入札保証金の納付が必要な方のみ）</b></p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札書を入れ封印した中封筒と、委任状及び入札保証金保管証書のコピー（必要な場合）を外封筒に入れ、外封筒表側には入札件名、開札日及び「入札書在中」の旨を朱書きするとともに、入札者名及び住所又は所在地を記入し、書留又は簡易書留により郵送してください。</li> <li>・ 書留又は簡易書留郵便での郵送によらない入札、二重封筒での郵送によらない入札、中封筒に入札者名、入札件名、物件番号、開札日の記載がない入札は無効となりますので、ご注意ください。</li> </ul>

## 第6 入札保証金

- 1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。入札参加者が、入札参加申込書の提出時に「入札公告の日から過去3年以内に、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかる書類」を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。
- 2 入札保証金額は、2,700円です。
- 3 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに下記の場所で納めてください。

納付場所	名古屋市会計室出納課（名古屋市役所西庁舎1階） 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号：052-972-3004
取扱可能時間	午前 9時から午後 3時30分まで（土・日曜日、祝日を除く。）

- 4 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に振り出された名古屋手形交換所扱い（小切手の右上に「名古屋」と印字されたもの）の自己宛小切手でなければなりません。名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。
- 5 入札保証金の納付後、入札保証金保管証書（領収書）をお渡しします。この書類は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 6 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 7 入札保証金には、利息を付けません。

## 第7 入札金額

- 1 入札金額は、貸付料の月額を記入してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格で入札された方が落札者となります。
- 2 最低貸付価格（月額）は、900円です。

## 第8 入札書

---

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書35ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額の訂正はできません。間違えた場合は新しい入札書をご使用ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、同一物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
  - (2) 入札参加資格のない者のした入札
  - (3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
  - (4) 入札保証金を納付する場合で、納めた入札保証金が定められた額に満たない入札
  - (5) 最低貸付価格に達しない金額を記載した入札
  - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
  - (7) 記入事項を判読できない入札
  - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
  - (9) 一の金額をもって価格を表示しない入札
  - (10) 同一物件につき同一の名をもつてした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
  - (11) 委任状を提出していない代理人のした入札
  - (12) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札
  - (13) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
  - (14) 二重封筒により郵送されなかつた入札
  - (15) 中封筒に入札者名、入札件名、物件番号、開札日の記載がない入札
  - (16) 入札期間内に必要書類がそろわなかつた入札
  - (17) その他入札の条件に違反した入札

## 第9 入札の辞退

- 1 入札書の郵送後、下記の受付期間内は入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退届に記名のうえ、名古屋市健康福祉局障害企画課に入札辞退届を直接持参してください。郵送による入札辞退届の提出はできません。
- 3 入札辞退届の書式は、入札案内書41ページにあります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 4 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動販売機設置に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間	令和8年2月18日（水曜日）まで（土・日曜日、祝日を除く。）
受付時間	午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
提出先 (持参のみ)	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害企画課（名古屋市役所本庁舎1階） 電話番号：052-972-2587
必要書類等	入札辞退届 ※ 記名し、必ず施設名称、設置場所を記入してください。 ※ 封入や封印する必要はありません。

## 第1〇 開札

開札日時	令和8年2月20日（金曜日）午前10時00分開始
開札会場	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所西庁舎12階 市長部局入札室
注意事項	(1) 入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。 (4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
落札者の決定	(1) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格の入札をした方を落札者とし、開札会場内で発表します。 (2) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。これら入札結果等の公表に同意がいただけない方は、入札に参加申込することができません。
くじの実施	(1) 最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合又はくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

## **第11 契約の締結**

---

- 1 落札者には、名古屋市健康福祉局障害企画課から契約書等の契約関係書類を郵送しますので、その指示に従ってください。
- 2 契約書の内容は「公有財産一時使用契約書（案）」（入札案内書18～22ページ）を参照してください。
- 3 契約締結期限は**令和8年3月6日（金曜日）午後5時**です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に伴う名古屋市有地等の一時貸付入札に参加できない場合があります。
- 4 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 5 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

## **第12 貸付料の納付**

---

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

## **第13 契約保証金**

---

- 1 貸付契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額（入札金額）の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

## 第14 先着順貸付

- 1 原則として、申込又は落札のなかった物件については、次表のとおり、先着順にて受け付け、貸付します。
- 2 開札終了後、市公式ウェブサイトに先着順物件を公表します。
- 3 契約期間の開始日は令和8年4月1日以降となります。

受付期間	令和8年3月6日（金曜日）～令和8年3月13日（金曜日） 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
提出先	名古屋市健康福祉局障害企画課（市役所本庁舎1階） ※持参のみ 郵送、電話、ファックス、メールによる提出はできません。
必要書類等	(1) <b>公有財産借受申込書</b> 市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (2) <個人の場合> <b>住民票の写し</b> 1通 (コピーのことではありません。) <法人の場合> <b>現在事項全部証明書</b> 又は <b>履歴事項全部証明書</b> 1通 <b>法人役員に関する調書</b> (33ページ) 1通 ※ 住民票の写し、現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書は、 発行後3か月以内のもので、連名で申し込む場合は連名者全員のもの。 (3) <個人法人いずれも> <b>入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績の分かるもの</b> （官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー） ※ 書類に不備がある場合は、受け付けできませんのでご注意ください。 ※ 本件入札において「第4 申込（入札参加資格確認申請）」により 申込書を提出し、入札参加資格が認められた方は、(2)及び(3)の 提出は不要です（当初提出後、変更がない場合に限る）。
注意事項	(1) 受付開始時間の午前9時までに、又はそれ以後、受付場所に同時に 同一物件に複数の方の申込があったときは、抽選とします。 (2) 先着順のため、すでに貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。

## 第15 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

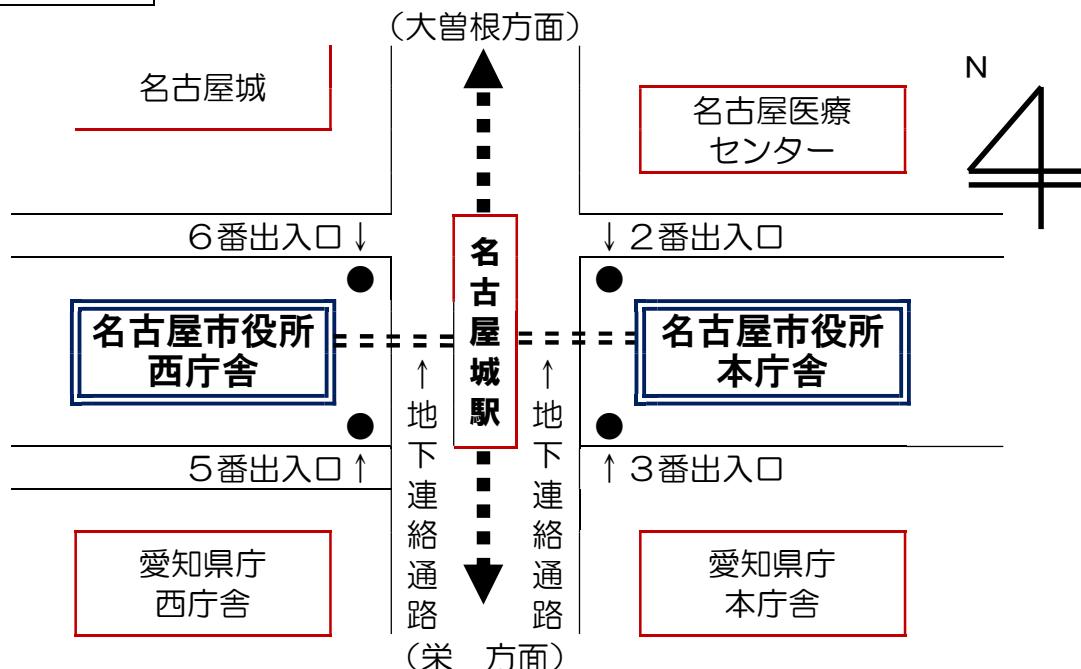
販売実績報告書の書式は、入札案内書39ページにあります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。作成にあたっては「記載例」（入札案内書40ページ）を参照してください。

## 第16 問い合わせ先

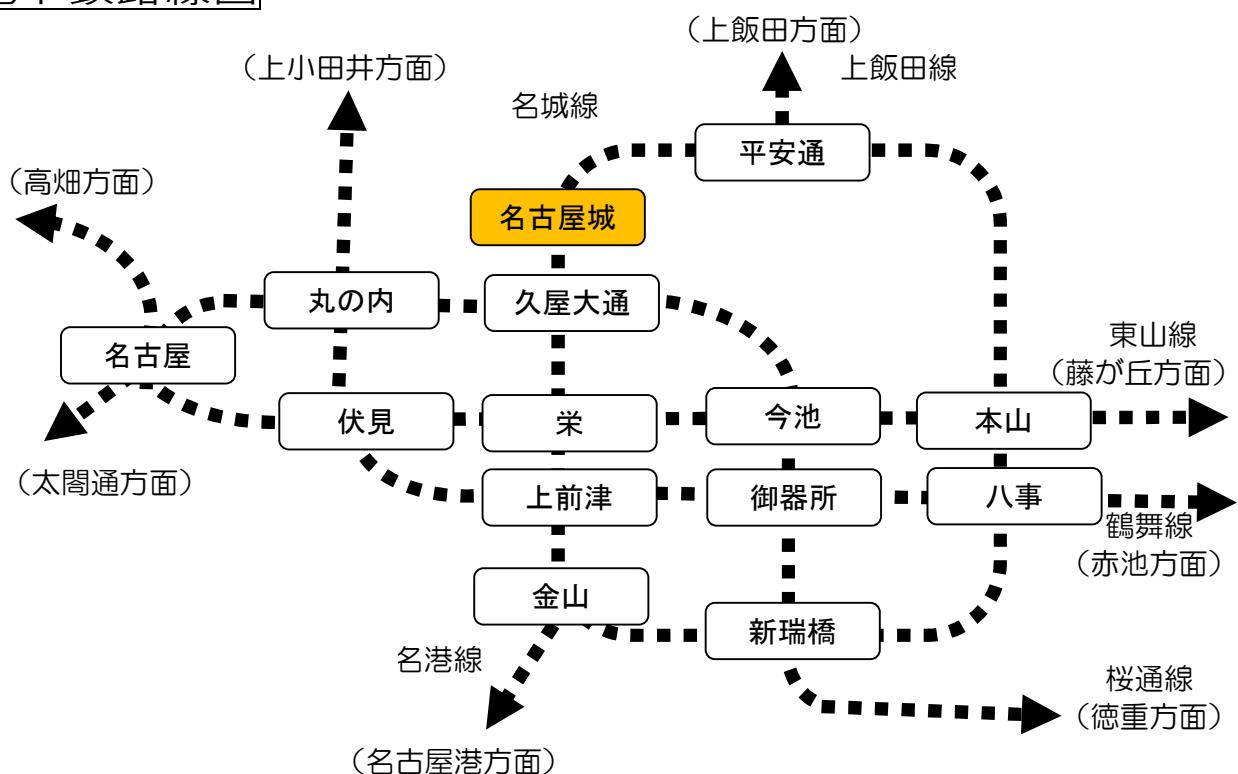
担当課	名古屋市健康福祉局障害企画課 TEL:052-972-2587 FAX:052-951-3999 メール : a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
受付期間	令和7年12月9日（火曜日）～令和7年12月25日（木曜日） (土・日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

※ 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

## 市役所位置図



## 地下鉄路線図



## 市役所を通る主なバス路線

- 基幹2 (栄～**市役所**～引山・四軒家)
- 基幹2 (名古屋駅～**市役所**～猪高車庫)
- 名駅14 (名古屋駅～**市役所**～大曽根)
- 栄11 (栄～**市役所**～如意車庫前・平田住宅)
- 栄25 (栄～**市役所**～名塚中学・名西橋)

## 公有財産一時使用契約書（案）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人\_\_\_\_\_（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第40条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

### [信義誠実等の義務]

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

### [一時使用物件]

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
瑞穂区弥富町字密柑 山 1番地の 2	総合リハビリテー ションセンター	福祉スポーツセン ター棟 地下 1階ロビー	1.7m <sup>2</sup>	1台

### [指定用途]

第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書及び特記仕様書の内容を遵守しなければならない。  
3 賃借人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利用する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転又は貸してはならない。

### [一時使用期間及び更新]

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から1年間を限度（最長令和10年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。  
3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

### [貸付料]

第5条 貸付料は、総額金\_\_\_\_\_円（月額金\_\_\_\_\_円）とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は令和8年4月末日とし、前条第2項の定めにより契約を更新した場合の支払時期は各年度の4月末日とする。  
3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

### [電気料金の支払い]

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気使用量を測る子メーターを設置するものとする。

2 名古屋市総合リハビリテーションセンターの施設管理者（以下「施設管理者」という。）

は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用料の単価に基づき、子メーターの表示する電気使用量から計算した電気使用料を賃借人に請求する。

3 賃借人は、自動販売機の設置に伴う電気使用料を施設管理者が定める日までに施設管理者に支払わなければならない。

#### [延滞金]

第 7条 賃借人は、第 5条第 2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号。以下「規則」という。）第33条第 1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

#### [充当の順序]

第 8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

#### [契約保証金]

第9条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金\_\_\_\_\_円（貸付月額 6か月分）を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、賃貸人は規則第31条の規程により、契約保証金を納付させることができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。
- 6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。
- 7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

#### [届出事項]

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

#### [契約不適合責任]

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合

を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができない。

#### [指定期日]

第12条 賃借人は、一時使用物件を、少なくとも令和 8年 4月30日までに第 3条第 1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

#### [権利譲渡等の禁止]

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

#### [物件保全義務]

第14条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。

3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

#### [調査協力義務]

第15条 賃貸人は、一時使用物件について隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10月及び 4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

#### [違約金]

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

(1) 第 3条第 1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料 2年分総額の 100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。））。

(2) 第12条第 2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料 2年分総額の 100分の10に相当する額。）

(3) 第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料 2年分総額の 100分の30に相当する額。）

(4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料 2年分総額の 100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈し

ない。

#### [契約の解除]

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める賃料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があつたとき。

#### [期間内解約]

第18条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解約申入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の賃料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申入れ時に貸付けの存続期間が2か月末満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の賃料について、甲はこれを乙に対して還付しない。

2 賃借人は、前項の解約申入れ時において、賃料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

#### [契約の失効]

第19条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰すことの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

#### [原状回復義務]

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して賃料

相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

[貸付料の清算]

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の中途で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

[損害賠償]

第22条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

[有益費等の放棄]

第23条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

[契約の費用]

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

[疑義の決定]

第25条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

[裁判管轄]

第26条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長 広沢 一郎  
賃借人

(印)

# 仕様書

名古屋市を甲、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を乙、施設管理者（名古屋市総合リハビリテーションセンターの指定管理者）を丙とする。

なお、この仕様書のほか、特記仕様書にも従うものとする。

## 1 施設の概要

名称：名古屋市総合リハビリテーションセンター

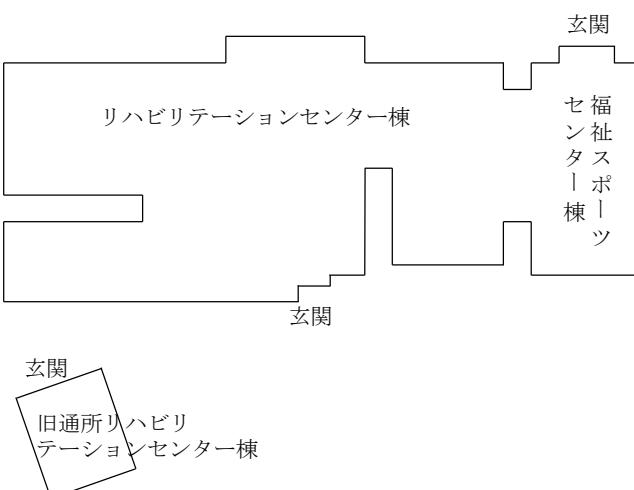
所在地：名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2

内容：障害者支援施設、福祉スポーツセンター等の複合施設

施設所在地



建物配置図



## 2 市有地の貸付期間

令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日

※当初の条件を変更しないことを前提に、令和 9年 4月 1日から 1年を限度に、1年を単位として契約の更新ができるものとする。(最長 令和10年 3月31日まで。)

## 3 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 1,000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨が使用できる機種とすること。  
なお、新硬貨、新紙幣が発行された場合は利用者に不都合や不便が生じないよう適切に対応すること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置並びに契約満了時の撤去に係る費用については、全て乙の負担とする。なお、設置に必要となる工事の施工にあたっては、その方法及び可否について甲及び丙と十分に打合せを行い、工事後に甲及び丙の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り転倒に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 電気料金については乙の負担とし、電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置すること。なお、電気料金については、乙が設置した子メーターの指示値により計算した電気使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、丙が指定する期限までに全額納入すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。なお、回収ボックス設置面積は貸付面積に含めるものとする。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに現状復旧を行い、甲及び丙の確認を受けること。

## 4 販売条件

- (1) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (2) 酒・タバコの販売を行わないこと。商品の具体的な構成については、甲及び丙との協議によること。
- (3) そのほか、特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。

## 5 維持管理責任

- (1) 甲及び丙は、自動販売機及び付帯電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は商品補充及び金銭管理等、自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 乙は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。  
また、搬入・搬出の時間及び経路について、丙の指示に従うこと。
- (4) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (5) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲及び丙の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (8) 乙は、機種の交換を行う場合は、予め甲及び丙に申し出たうえで、甲及び丙の承諾を受けなければならない。
- (9) 甲及び丙は、その責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。
- (10) 乙は、甲が公共上の理由により自動販売機の移転を求めたときは、求めに応じて移動するものとする。

## 6 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 乙は、契約の履行に当って暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となる者をいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 乙が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じことがある。

## 7 その他

- (1) 乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 乙は甲に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、甲が別に定める様式により報告すること。なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。
- (4) 乙は、契約の履行にあたり、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び「グリーン配達に関する特記仕様書」を遵守すること。

## **別記 障害者差別解消に関する特記仕様書**

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、愛知県障害者差別解消推進条例及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行う。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意する。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## **別記 グリーン配送に関する特記仕様書**

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- |  |                     |
|--|---------------------|
| (1) 電気自動車                                    | (2) 天然ガス自動車         |
| (3) メタノール自動車                                 | (4) ハイブリッド自動車       |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車                             | (6) 燃料電池自動車         |
| (7) 車両総重量3.5 t超のガソリン車・L Pガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 |                     |
| (8) クリーンディーゼル自動車                             | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車                                  | (11) 低燃費車           |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車                            | (13) L Pガス貨物自動車     |
| (14) 車両総重量3.5 t超の新短期規制適合ディーゼル車               |                     |
| (15) その他、環境局長が認めるもの                          |                     |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

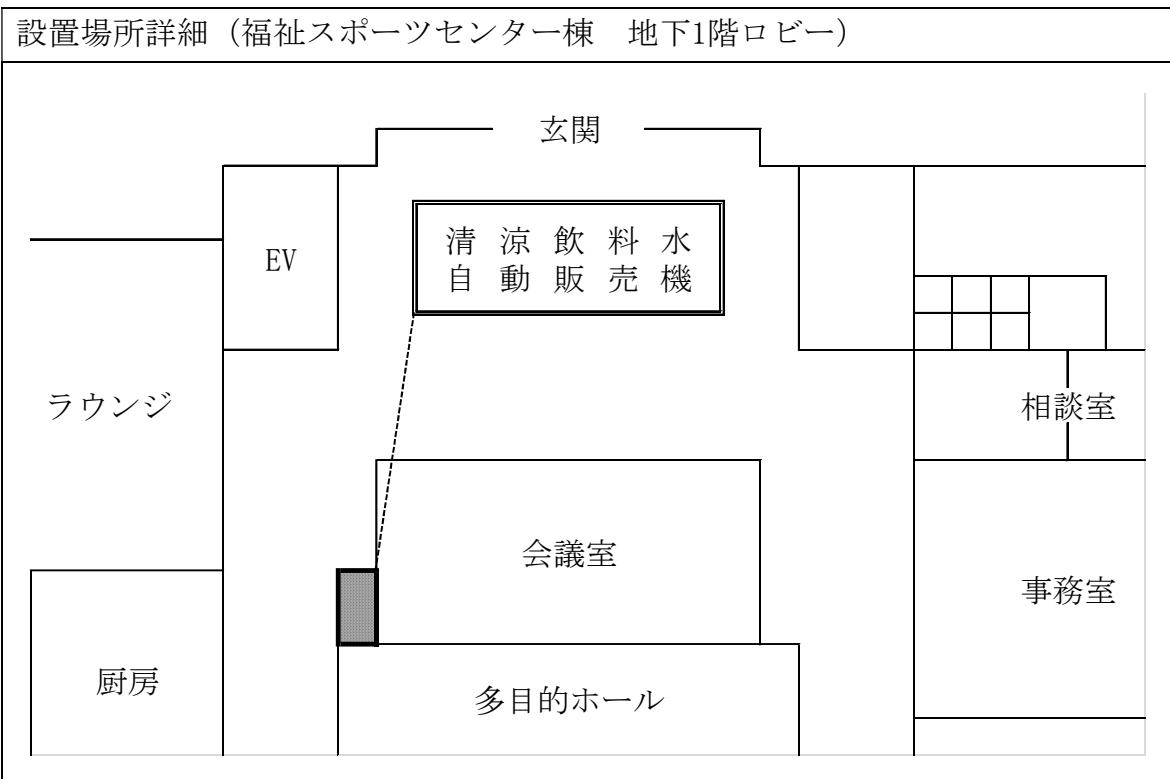
第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、名古屋市（以下「市」という。）が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

## 特記仕様書

名古屋市を甲、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を乙、施設管理者（名古屋市総合リハビリテーションセンターの指定管理者）を丙とする。

### 1 自動販売機の種類等

物件番号	種類	設置場所	貸付面積	設置台数
1	清涼飲料水	福祉スポーツセンター棟 地下1階ロビー	1.7m <sup>2</sup>	1台



### 2 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は甲及び丙と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月2日以降となった場合においても、乙は賃料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 販売する飲料等の容器は、ペットボトル、缶、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は、すべての品目において標準販売価格より10円低い額以下とすること。
- (4) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

### 3 参考

以下の内容はあくまで参考であり、今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

#### (1) 当該施設（福祉スポーツセンター）の利用者数

年 度	利用者数
令和4年度	30,219人
令和5年度	41,962人
令和6年度	35,603人
令和7年度（4～9月）	23,469人

#### (2) 過去の販売数量等

年 度	販売数量	販売金額	契約金額(年額)
令和4年度	13,045本	1,743,360円	872,304円
令和5年度	16,664本	2,292,530円	872,304円
令和6年度	19,406本	2,698,220円	872,304円
令和7年度（4～9月）	6,366本	892,570円	872,304円

### 4 現地確認可能日時

平日 9時～17時

事前に総合リハビリテーションセンター総務部（電話 052-835-3811 担当 松本）まで連絡のうえお越しください。

(様式 2)

## 入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)  
氏名

※法人の場合は、主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

## 1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所

## ② 入札参加書送付先

住所 〒

氏名  

上記以外の 

備 考

- ① この申込書は、令和7年12月9日（火）から令和7年12月25日（木）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市健康福祉局障害企画課まで書留又は簡易書留郵便により郵送（期限内必着）してください。
  - ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
  - ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
  - ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

## 誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
  - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
    - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
    - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
    - キ アからカまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
    - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
    - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
  - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
  - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
  - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
  - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
  - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
  - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
  - (13) 公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 【記載例】

本申込書は必ず両面印刷のうえ  
提出してください。

(様式 2)

## 入札参加申込書

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長 広沢 一郎

〈個人の場合〉 (申込者) 住 所 ○○市△△区×丁目☆番口号  
(フリガナ) ナ ゴ ャ タ ロ ウ  
氏名 **名古屋 太郎**

〈法人の場合〉 (申込者) 住 所 ○○市△△区×丁目☆番口号  
(フリガナ) ナ ゴ ャ カブシキガイシャ  
氏名 **名古屋株式会社**  
代表取締役 **名古屋 太郎**

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申しあげます。

記

### 1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
1	清涼飲料水	総合リハビリテーションセンター	福祉スポーツセンター棟 地下1階 ロビー

### 2 入札参加書送付先

住所 〒○○○○-○○○○ ○○市△△区×丁目☆番口号

氏名 **名古屋 太郎**

電話 **000-111-2222**

〈法人の場合〉名古屋株式会社 営業課 甲野乙郎 上記以外の電話

### 備考

本申込書と必要書類の内容等の照会について、

ご対応いただける方を記入してください。

- ① この申込書に添付して、名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。  
② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。  
③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。  
④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

## 【記載例】

(別紙)

誓 約 事 項
<p>申込みにあたり、次の事項を誓約します。</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。</p> <p>(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）</p> <p>ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者</p> <p>オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）</p> <p>カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者</p> <p>キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。</p> <p>ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者</p> <p>イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者</p> <p>(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者</p> <p>(5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者</p> <p>(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者</p> <p>(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者</p> <p>(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者</p> <p>(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者</p> <p>(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかつた者</p> <p>(13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかつた者</p> <p>2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。</p>

# 法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

## 【記載例】

(様式 3)

### 法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所 在 地		〇〇市△△区×丁目☆番口号		
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	( ナゴヤ タロウ ) 名古屋 太郎	T・S・H・R 20・8・15	男	〇〇市△△区×丁目☆番口号
取締役	( ナゴヤ ハナコ ) 名古屋 花子	T・S・H・R 21・7・14	女	〇〇市▲▲区×丁目★番■号
取締役	( アイチ ジロウ ) 愛知 次郎	T・S・H・R 30・6・13	男	〇〇市▽▽区×丁目☆番△号
取締役	( コウシャ サブロウ ) 公社 三郎	T・S・H・R 40・5・12	女	〇〇市▼▼区×丁目★番◆号
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。

※ 法人の役員について記載すること。

# 入札書

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住 所

(フリガナ)  
氏名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称				設置場所			
	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額（貸付月額）								

- (1) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (2) 入札金額の訂正はできません。間違えた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (4) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

【記載例】

(様式 6)

# 入札書

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者) 住所 ○○市△△区×丁目☆番□号

氏名 (フリガナ) ナ ゴ ヤ タロウ  
名古屋 太郎

(入札者) 住所 ○○市△△区×丁目☆番□号

氏名 (フリガナ) ナ ゴ ヤ カブシキカイシャ  
名古屋株式会社

代表取締役 (フリガナ) ナ ゴ ヤ タロウ  
名古屋 太郎

(入札者) 住所 ●●市△△区×丁目★番□号

氏名 (フリガナ) ナ ゴ ヤ カブシキカイシャ  
名古屋株式会社 ○○支店  
支店長 シテンチヨウ アイチ ジロウ  
愛知 次郎

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、  
入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、  
下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称				設置場所			
1	名古屋市総合リハビリテーションセンター				福祉スポーツセンター棟			
					地下1階	ロビー		
	¥	1	0	0	0	0	0	0

- (1) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (2) 入札金額の訂正はできません。間違えた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (4) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

## 委 任 状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 委 任 事 項

令和7年12月9日公告の、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立ち合いを含む一切の権限

委任する物件番号	
----------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署のうえ届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者

(住 所)

(氏 名)

(宛先) 名 古 屋 市 長

## 委任状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 委任事項

令和7年12月9日公告の、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立ち合いを含む一切の権限

委任する物件番号	1
----------	---

追って本委任を解除する場合には双方連署のうえ届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日 ← 提出日を記入してください。

### 委任者

(所在地) ○○市△△区×丁目☆番口号  
(商号又は名称) 名古屋株式会社  
(代表者 役職・氏名) 代表取締役 名古屋 太郎 (押印不要)

上記委任の件承諾いたしました。

### 受任者

(住 所) ●●市△△区×丁目★番口号  
(氏 名) 名古屋株式会社 ○○支店  
支店長 愛知 次郎 (押印不要)

(宛先) 名古屋市長

(様式 1)

# 販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

令和 年度

契 約 者		会 社 名					
		役職・氏名					
		連 絡 先	担 当 者				
電 話 番 号							
物 件 番 号		施 設 名 称					
種 類		清涼飲料水	設 置 場 所				
契 約 日		令和 年 月 日			設置台数	1 台	
契 約 期 間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
月	販売数量 (本・個)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・個)	販売金額 (税込)	備考
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半 期計		円		下半 期計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市健康福祉局障害企画課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2587 FAX：052-951-3999

E-mail：a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダーなど）を記入してください。

## 販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

令和 年度

契 約 者		会 社 名	名古屋株式会社								
		役職・氏名	代表取締役 名古屋 太郎								
		連 絡 先	担 当 者	営業課 甲野 乙朗							
			電話番号	000-123-4567							
物 件 番 号	1	施設名称	名古屋市総合リハビリテーションセンター								
種 類	清涼飲料水	設置場所	福祉スポーツセンター棟 地下1階 ロビー								
契 約 日	令和 8年 ●●月 ●●日				設置台数	1台					
契 約 期 間	令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日										
月	販売数量 (本・個)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・個)	販売金額 (税込)	備考				
4月	〇〇本	××円		10月		円					
5月	〇〇本	××円		11月		円					
6月	〇〇本	××円		12月		円					
7月	〇〇本	××円		1月		円					
8月	〇〇本	××円		2月		円					
9月	〇〇本	××円		3月		円					
上半 期計	△△本	☆☆円		下半 期計		円					
年度 合計		円		(特記仕様等)							

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市健康福祉局障害企画課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2587 F A X：052-951-3999

E-mail：a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダーなど）を記入してください。

# 入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

フリ ガナ  
氏 名

名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	種類	施設名称	設置場所

(注意) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。